

令和3年度



新製品等開発・研究促進 補助金のご案内

【募集期間】 令和3年5月17日（月）～令和3年7月9日（金）

旭川市では、企業等の皆様の製品開発・研究を応援するため、「新製品等開発・研究促進補助金」を募集します。本補助金では、様々な製品作りに向けた企画・設計から試作開発までに要する経費について、研究開発費も含め補助します。

事業者の製品作りに向けた**企画・設計・試作開発**を応援します。

〈補助額〉 **最大240万円**

(ソフト費120万円以内, ハード費120万円以内)

〈補助率〉 **4 / 5**

※新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも前向きな投資を行う事業者を応援するため補助率及び補助限度額を引き上げます。

〈補助対象期間〉

令和3年4月1日から令和4年2月28日まで

〈補助対象〉

新製品等に係る研究開発, 改良, デザイン開発,
機械等の省力・高性能化・自動化に関する事業

※詳細は、裏面及び「新製品等開発・研究促進補助金応募要領」を御覧ください。

〈お問い合わせ先〉

旭川市 経済部 産業振興課

〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目 旭川リサーチセンター2階)

TEL 65-7047 / FAX 65-7048

E-mail sangyousinkou@city.asahikawa.lg.jp

対象事業者

- ①市内に主たる事業所を有し、市内において1年以上操業している中小企業者
 - ②市内に事務所を有する中小企業団体であって、その構成員の過半数が製造業あるいは情報通信業を営む中小企業者であること。
 - ③市内在住かつ、1年以上市内で操業している個人事業主
- いずれの場合も市税を滞納していない（市税を納税している）ことを条件とします。

対象経費

- (1) 試作品等開発費
- ①原材料・副資材費, ②機械装置費, ③工具器具費, ④外注加工費,
 - ⑤外注デザイン開発費, ⑥委託費, ⑦性能検査費
- (2) 事業費
- ⑧工業所有権導入費, ⑨直接人件費, ⑩その他市長が特に認める経費

※対象経費については補助対象期間（R3.4.1～R4.2.28）に支払ったものが対象となります。事業終了後の補助金額の確定時には領収書等の支出を証する書類が必要となります。

補助対象者決定

書類審査を行い、その後、7月下旬から8月頃に予定している審査会において補助対象者を決定し、通知します。

申請書等の配付、受付及びお問い合わせ先

旭川市 経済部 産業振興課
（旭川市緑が丘東1条3丁目 旭川リサーチセンター2階）へ御持参ください。
申請書を持参される場合は、あらかじめ産業振興課へ御連絡ください。

※応募要領、申請書は産業振興課のホームページでもダウンロードできます。
<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/502/p005502.html>

